

# 凡 例

- 1 この統計書は、犯罪統計規則（昭和40年9月16日国家公安委員会規則第4号）等に基づき、全国の都道府県警察本部から報告された資料により作成したものである。
- 2 本書の件数、人員の計上方法は、次のとおりである。
  - (1) 件 数  
原則として被疑者の行為数によって計上している。ただし、1人数件又は数人数件の場合で一定の条件に該当するときは、包括1件とする等の計上方法をとっている。
  - (2) 人 員  
同一人が数罪を犯し、又は数人が数罪を犯した場合は、法定刑の最も重い罪（法定刑が同じときは主たる罪）につき1人又は数人として計上している。
- 3 予備罪等の一定の犯罪については、次のような計上方法をとっている。
  - (1) 未遂罪及び予備罪は、殺人予備罪を除き、それぞれの既遂の罪に含めている。
  - (2) 盗犯等ノ防止及処分ニ関スル法律第2条、第3条及び第4条に規定する罪は、その行為態様に応じ強盗又は窃盗の罪に含めている。
  - (3) 暴力行為等処罰ニ関スル法律第1条、第1条の2及び第1条の3に規定する罪は、その行為態様に応じ暴行、傷害、脅迫又は器物損壊の罪に含めている。
- 4 本書における用語等の意義は、次のとおりである。
  - (1) 用 語
    - ア 刑法犯 刑法（明治40年法律第45号）、爆発物取締罰則（明治17年太政官布告第32号）、決闘罪ニ関スル件（明治22年法律第34号）、暴力行為等処罰ニ関スル法律（大正15年法律第60号）、盗犯等ノ防止及処分ニ関スル法律（昭和5年法律第9号）、航空機の強取等の処罰に関する法律（昭和45年法律第68号）、火炎びんの使用等の処罰に関する法律（昭和47年法律第17号）、航空の危険を生じさせる行為等の処罰に関する法律（昭和49年法律第87号）、人質による強要行為等の処罰に関する法律（昭和53年法律第48号）、流通食品への毒物の混入等の防止等に関する特別措置法（昭和62年法律第103号）及びサリン等による人身被害の防止に関する法律（平成7年法律第78号）に規定する罪をいう。
    - イ 特別法犯 刑法犯を除くすべての犯罪（条例に規定するものを含む。）をいう。
    - ウ 包括罪種 刑法犯のうち、被害法益、犯罪態様等の観点から類似性の強い罪種を包括した分類名称をいう。  
なお、包括罪種の名称及び内訳罪名の一覧は、別表のとおりである。
    - エ 重要犯罪・重要窃盗犯 治安情勢を観察する場合に、統計上、その指標となる犯罪として掲げるものをいう。  
重要犯罪とは、殺人、強盗、放火、強姦、略取誘拐及び強制わいせつをいう。  
重要窃盗犯とは、侵入盗、自動車盗、ひったくり及びすりをいう。
    - オ 認知件数 警察において発生を認知した事件の数をいう。
    - カ 検挙件数 刑法犯において警察で事件を送致・送付又は微罪処分をした件数をいい、特に断りのない限り、解決事件の件数を含む。
    - キ 検挙人員 警察において検挙した事件の被疑者の数をいい、解決事件に係る者を含まない。

- ク 補導人員 警察において触法少年として補導した少年の数をいう。
- ケ 解決事件（件数） 刑法犯として認知され、既に統計に計上されている事件であって、これを捜査した結果、刑事責任無能力者の行為であること、基本事実がないことその他の理由により犯罪が成立しないこと又は訴訟条件・処罰条件を欠くことが確認された事件（件数）をいう。
- コ 送致件数・送致人員 特別法犯において、警察で事件を送致・送付した件数・被疑者数をいう。
- サ 成人事件・少年事件・成人少年共犯事件 成人事件とは20歳以上の者が犯した事件を、少年事件とは14歳以上20歳未満の者が犯した事件をいい、両者の共犯事件を成人少年共犯事件という。
- シ 犯罪少年 特に断りのない限り、犯行時及び処理時の年齢がともに14歳以上20歳未満の少年をいう。
- ス 触法少年 14歳未満で刑罰法令に触れる行為をした少年をいう。
- セ 既届（事件） 犯罪の発生について、警察が認知する以前に、被害者又はその代理人等から自発的に警察に届出のあったこと（事件）をいう。
- ソ 特別な名称について
- (ア) 嬰兒殺 1年未満の乳児を殺害（未遂を含む）したものをいう。
- (イ) 交通業過 道路上の交通事故に係る業務上（重）過失致死傷罪をいう。
- (ウ) 侵入盗 住宅又は住宅以外の建物に侵入し、金品を窃取するものをいう。
- (エ) 乗り物盗 自動車、オートバイ又は自転車を窃取するものをいう。
- (オ) 非侵入盗 侵入盗及び乗り物盗以外の窃盗をいう。
- (カ) 往来妨害「鉄道関係」・「その他」 「鉄道関係」とは、電汽車往来危険罪（刑法第125条第1項）、電汽車往来危険転覆罪（同第127条前段）、電汽車転覆罪（同第126条第1項）及び船車覆没致死罪（同第126条第3項）をいい、「その他」とは、上記の罪以外の往来妨害罪をいう。
- タ 検挙率 認知件数に対する検挙件数の割合を百分比で表したものをいい、その算式は次による。

$$\frac{\text{検挙件数(解決件数を含む。)}}{\text{認知件数}} \times 100$$

(2) 符 号

- ア 「 - 」 該当数字のないもの
- イ 「 ... 」 数字が得られないもの

(3) そ の 他

この統計書に使用されている年次は、すべて暦年である。

- 5 この統計書について質疑又は意見のある場合は、警察庁刑事局刑事企画課（TEL03(3581)0141内線4053～4055）あて連絡願いたい。

別 表

( 包括罪種 ) ( 罪 種 )

( 内 訳 罪 名 )

凶悪犯	殺	人...殺人罪、嬰兒殺、殺人予備罪、自殺関与罪
	強	盜...強盜殺人罪(致死を含む。)、強盜傷人罪、強盜強姦罪(致死を含む。) 強盜罪・準強盜罪(強盜予備、事後強盜、昏睡強盜)
	放	火...放火罪、消火妨害罪
	強	姦...強姦罪、強姦致死傷罪
粗暴犯	凶器準備集合	...凶器準備集合罪、凶器準備結集罪
	暴	行...暴行罪
	傷	害...傷害罪、傷害致死罪、現場助勢罪
	脅	迫...脅迫罪、強要罪
	恐	喝...恐喝罪
窃盜犯	窃	盜...窃盜罪
知能犯	詐	欺...詐欺罪、準詐欺罪
	横	領...横領罪、業務上横領罪
	偽	造...通貨偽造罪、文書偽造罪、有価証券偽造罪、印章偽造罪
	汚	職...賄賂罪(収賄罪・贈賄罪)、職權濫用罪(致死傷を含む。)
	背	任...背任罪
風俗犯	賭	博...普通賭博罪、常習賭博罪、賭博開帳等罪
	わ い せ つ	...強制わいせつ罪(致死傷を含む。)、公然わいせつ罪、わいせつ物頒布等罪
その他	—	上記以外の罪種